

○加西市SDG s パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加西市SDG s パートナー登録制度（以下「SDG s パートナー制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、SDG s 達成に向けた事業者の取組の発信及び事業者同士のマッチング等の支援を実施し、SDG s パートナー制度の推進及び裾野の拡大を図り、もって市内におけるSDG s の取組の活性化を目指すことを目的とする。

(登録事業者)

第2条 SDG s パートナー制度への登録を行った市内・市外において事業活動を行う企業、法人、NPO団体、市民団体、教育・研究機関等の事業者を「加西市SDG s パートナー」（以下「登録事業者」という。）と呼称する。

(登録事業者の要件)

第3条 制度の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) SDG s の取組を実施している又はこれから取り組んでいく意欲があること。
- (2) 加西市のSDG s 推進に協力すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと。
- (5) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(登録の申込)

第4条 登録の申込は、加西市のSDG s サイト「加西市SDG s ステーション」（以下「SDG s サイト」という。）において、必要事項を入力し、市長が定める期間内に事業者が申込することにより行うものとする。

(登録基準)

第5条 登録は、申込された内容に基づき、SDG s の達成に向けて取り組む意思を別に定める「加西市SDG s 推進協議会」が確認することにより行うものとする。

(登録の通知)

第6条 市長は、登録の可否を決定したときは、申込事業者に対し、その結果を通知するものとする。

- 2 登録事業者は、SDG s サイトにて登録証をダウンロードできるものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第7条 登録の有効期間は、登録をした月から当該年度の末日（3月31日）までとする。

- 2 登録の有効期間が満了する日の1箇月前までに登録辞退の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、登録の期間内に申込内容に変更があった場合は、SDG s サイトへの入力により市長へ届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、第5条に規定する要件を満たさなくなったとき又は登録を継続する意思がないときは、SDG s サイトにより市長へ届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が第5条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又はSDG s サイトにおける取組等の更新が無く、加西市内でのSDG s 推進に資する活動がない等、SDG s の推進パートナーとして適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(登録事業者への支援)

第11条 登録事業者は、登録期間中に「加西市SDG s パートナー」の呼称及び市長が定めるロゴマークを使用することができる。

2 登録事業者が前項に規定するロゴマークを使用する場合は、市長が別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。

3 登録事業者は、登録の期間中に「加西市SDG s パートナー」が集う取組に参加することができる。

4 市長は、登録事業者に対し、必要と認める支援を行うものとする。

(調査)

第12条 市長は、申請事業者が第5条の要件を満たすことを確認するため、必要に応じて申込事業者に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、取組状況等の把握及び確認をするため、必要に応じて登録事業者に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第14条 SDG s パートナー制度の事務は、加西市のSDG s 担当課において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。